

国 がん 発 第 141 号
平成 29 年 11 月 22 日

都道府県のがん検診ご担当者様

国立研究開発法人 国立がん研究センター
理事長 中釜 斉
(公印省略)

平成 29 年度「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する
実態調査」へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、7 月 26 日付でご案内させていただきましたが、平成 29 年度「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」を下記の通り実施いたします。ご多忙の折大変恐縮ですが、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

<記>

【調査名】平成 29 年度「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」

【調査目的】全国市区町村のがん検診実施体制の把握

【調査内容】がん検診チェックリストの遵守状況 (5 がん)

【調査期間】平成 29 年 12 月 4 日(月)～平成 30 年 2 月 15 日 (木)

【調査方法】詳細は別添をご参照ください。

【貴都道府県への依頼内容】

1. 管内市区町村へ調査実施依頼の通知をお願いいたします。
2. 調査内容に関する市区町村からの問い合わせへの対応をお願いいたします。
3. 回答に未記入等の不備があった市区町村への問い合わせをお願いいたします。不備があった場合は事務局からご連絡いたします。
4. 調査結果報告書をホームページに掲載しますので、市区町村への通知をお願いいたします。

詳細につきましては、別添「平成 29 年度市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査のご説明 (都道府県様向け)」をご参照ください。

ご不明な点がございましたら下記事務局までお問い合わせください。

事務局：国立研究開発法人 国立がん研究センター
がん対策情報センター がん医療支援部
検診実施管理支援室長 高橋 宏和 (担当：町井/粕谷/松田/愛甲)
E-mail scr-commu@ml.res.ncc.go.jp

お願い：当メールアドレスは都道府県担当者様用ですので、市区町村への転送はご遠慮ください

「平成 29 年度市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する 実態調査」のご説明(都道府県様向け) 平成 29 年 11 月

1. 調査の概要

1) **実施主体**：国立がん研究センター がん対策情報センター
(事務局： 検診実施管理支援室)

2) 調査目的：

平成 29 年度における全国市区町村のがん検診実施体制を把握するため、「事業評価のためのチェックリスト（平成 28 年 4 月改定版）※」項目の実施状況を調査します。

※ 厚生労働省 がん検診事業の評価に関する委員会「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について- 報告書（平成 20 年 3 月）」において公表された『事業評価のためのチェックリスト（市町村用）』が平成 28 年 4 月に改定され、国立がん研究センターのホームページより公表されました。
http://ganjoho.jp/med_pro/pre_scr/screening/check_list.html

3) 調査対象：

全国市区町村。ただし以下は調査対象から除きます。

- ・ 検診を実施していない部位
- ・ 指針（表 1）以外の検査方法のみで実施している部位

表 1

部位	検査方法
胃がん検診	胃部エックス線検査、胃内視鏡検査
大腸がん検診	便潜血検査
肺がん検診	胸部エックス線検査及び喀痰細胞診※ (本調査では喀痰細胞診を実施していない場合も対象です) ※質問の結果、原則 50 歳以上で喫煙指数が 600 以上
乳がん検診	マンモグラフィ検査
子宮頸がん検診	細胞診

4) 調査内容：

がん検診チェックリスト※¹に基づき、5 がん（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん検診）の検診実施体制（集団検診、個別検診別※²）について伺います。

質問には、平成 29 年度の検診ご担当者が今年実施された内容について回答してください。具体的には、平成 29 年度の検診実施体制と、2 年度前※³の検診（精検）結果の集計です（表 2）。

表 2

調査名(内容)		回答方法
検診実施状況調査	平成 29 年度、平成 27 年度のがん検診実施状況について	-
調査 1	平成 29 年度のがん検診実施体制整備に関する調査	○(実施)または×(実施せず)の 2 択形式。
調査 2	平成 27 年度の精度管理指標把握に関する調査(平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告で報告した平成 27 年度受診者数や精検結果内訳をもとに集計する各指標値の把握)	「今後実施することは確定しているが、回答時点ではまだ時期が来ていないため実施していない」という場合は実施後に回答を提出してください。調査期間中に実施しない項目については「△(実施予定)」※ ⁴ と回答してください。 実績に基づき回答してください。

- ※1 平成 28 年 4 月改定「事業評価のためのチェックリスト」
http://ganjoho.jp/med_pro/pre_scr/screening/check_list.html (がん情報サービス)
- ※2 集団検診： 検診日時、場所を設定し集団で行う検診方式
個別検診： 医療機関などにおいて利用券方式等により個人単位でいつでも受けられる検診方式
(「地域保健・健康増進事業報告 作成要領」より)
- ※3 平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告で提出したデータに基づく集計 (平成 27 年度に行った検診の結果)
- ※4 「△」回答は当センター集計の実施率には含みません (「○」にはカウントしない)。

5) 提出期限：平成 30 年 2 月 15 日 (木)

6) 調査方法：詳細は市区町村様向け説明資料をご参照ください。

【調査票の配布】

調査票 (Excel ファイル) 等の資料一式は貴都道府県を通して市区町村へメール添付にて送付してください。

【回答の提出】

調査票内の回答欄に回答を入力していただき、入力後ファイルは以下いずれかの方法で提出をお願いいたします。

- ① Web サイト『自治体のためのがん検診精度管理支援のページ』に登録
URL： <http://nxc.jp/nccscr-commu/>
- ② メールで送付 (貴都道府県経由、もしくは事務局あて)

7) 調査結果の公表・報告時期：

- ① 都道府県別の調査結果及び市区町村別データ (回答一覧) につきましては、平成 30 年 3 月頃にご報告 (上記 Web サイト『自治体のためのがん検診精度管理支援のページ』に掲載予定) いたします。
- ② 本調査の結果 (全国の実施率、都道府県別実施率、市区町村別実施率等) は国立がん研究センターのホームページで公表いたしますが、結果公表に同意されない市区町村につきましては、「回答有/非公表」 (仮) として掲載いたします*。なお、調査結果公表のご意向は当調査票内の設問 (ご署名欄) でお伺いいたします。

※非公表を希望された場合でも全国、都道府県別の調査結果の集計には反映いたします。

【国立がん研究センターホームページ・がん情報サービス】

がん登録・統計>統計>がん検診に関する統計データのダウンロード
http://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/dl_screening/index.html

8) 本調査結果の使用について：

- ① 本調査の結果は、国及び当センターが実施するがん検診精度管理向上を目的とした事業等において利用させていただきます。データの利用規定に関しては別紙もご参照ください。
- ② 都道府県にご報告したデータは、主に生活習慣病検診等管理指導協議会等のがん検診に関する部会で、検討資料としてご利用いただくことを想定しています。

2. 調査の流れ

1) 調査依頼・調査票配布

- ① 国立がん研究センター 検診実施管理支援室（以下、事務局）から都道府県ご担当者へチェックリスト（以下、CL）調査依頼と調査票等資料一式（電子ファイル）※をメールにて送付します。
- ② 都道府県ご担当者から市区町村へCL調査依頼、調査票等資料一式※を送付してください。

※ 調査依頼書、調査票、説明文書、FAQ 等

2) 回答入力・回答ファイルの提出方法

- ① 市区町村は調査票のすべての質問に回答を入力し、回答入力後のファイル（以下、回答ファイル）を事務局に提出（上記「1. 調査の概要 6) 調査方法」参照）します。回答入力方法や提出方法については調査開始時に資料を配布する予定です。
- ② 事務局は市区町村の回答ファイルを回収し、回答の不備等の確認・修正を行います。その際、回答欄に未入力のあった市区町村の回答については都道府県ご担当者へ適時連絡いたしますので、都道府県ご担当者は該当市区町村へ未入力箇所への回答入力を依頼してください。

3) 回答提出状況および回答の確認について

- ① 回答ファイルの提出状況等は、事務局から適時都道府県ご担当者へ報告いたします。もし、提出状況（回収率）が低い場合には、リマインドメールの送付等ご協力ください。
- ② 回答提出状況とあわせて、それまでに提出された市区町村の回答一覧を報告いたします。もし回答に間違いがあった場合は都道府県ご担当者より市区町村へ回答修正を依頼してください。

4) 市区町村からの問い合わせについて

- ① 市区町村からの調査内容に関する問い合わせは都道府県ご担当者で対応をお願いします。過去の質問をもとにFAQを配布しますので、それに沿って回答してください。不明な点につきましては都道府県ご担当者より事務局へ問い合わせてください。（Webサイトの操作方法等については市区町村から事務局まで直接問い合わせてください。）

5) 調査結果報告書の市区町村への配布方法

- ① 事務局は本調査の結果報告書（電子ファイル）をWebサイトに掲載し、都道府県ご担当者へ報告します。
- ② 都道府県はWebサイトからダウンロードした結果報告書を市区町村へメールにて送付してください。

3. よくあるご質問

- Q1) 管内市区町村の回答（提出）状況は「自治体担当者のためのがん検診精度管理支援のページ」で確認することはできますか。
- A1) 同サイトから確認することはできません。お手数ですが、事務局（下記「4. 問合せ」参照）までメールにてお問い合わせください。
- Q2) 調査結果の集計に入る前に、管内市区町村の回答を確認することはできますか。また、回答の修正はいつまで対応してもらえますか。
- A2) 提出期限後（2-3日後）に、都道府県別に管内市区町村の回答状況および回答一覧を事務局よりお送りいたします。回答の修正期限につきましては、回答一覧の送付時にお知らせいたしますが、現時点では2月末を予定しています。
- Q3) 調査結果の報告は3月末頃となっていますが、その前にお送りいただくことはできますか。

- A3) 管内市区町村の回答一覧はご要望に応じてお送りできますが、調査結果報告（チェックリスト実施率等）は時期を早めてのご送付には対応できません。
- Q4) 市区町村別チェックリスト実施率の公表はいつ頃になるのでしょうか。また、回答の修正はいつまで対応してもらえますか。
- A4) 平成30年5月頃を予定しています。回答の修正期限につきましては、回答一覧の送付時にお知らせいたしますが、現時点では2月末を予定しています。
- Q5) 管内市区町村の公表に関する意向（同意、不同意）を確認することはできますか。
- A5) 提出期限後（2-3日後）に、事務局よりお送りいたします管内市区町村の回答状況および回答一覧に、公表に関する意向の回答も含まれます。

4. 問合せ

お問い合わせは下記メールアドレスへご送付ください。

事務局 国立がん研究センターがん対策情報センターがん医療支援部検診実施管理支援室
E-mail scr-commu@m1.res.ncc.go.jp

平成 28 年 6 月 29 日
(平成 28 年 10 月 20 日改訂)

がん対策情報センターがん検診精度管理事業による調査実施規定

I. 各種調査の目的

全国のがん検診精度管理向上、およびがん対策推進基本計画の推進のため※、全国都道府県、市区町村における精度管理水準を把握し、その分析結果に基づいた自治体支援を行う（評価の還元など）。

※がん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月）

- ・ 取り組むべき施策：都道府県は生活習慣病検診等管理指導協議会の活用を図る
- ・ 個別目標：全ての市区町村が精度管理を実施する

II. 調査の種類

調査の種類は下記のとおり。

- ①「生活習慣病検診等管理指導協議会（各がん部会）の活動状況調査」
対象：全都道府県
- ②「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」
対象：全市区町村

III. 調査結果の公表

調査結果は国立がん研究センターのホームページ等で公表する（都道府県名、市区町村名つき）。
ただし事前に公表に同意しない旨の連絡があった市区町村に関しては、公表を差し控える。

IV. データの管理・責任者

調査で収集したデータは全て下記事務局が管理する。

事務局：国立がん研究センター がん対策情報センター

がん医療支援部 検診実施管理支援室（責任者：検診実施管理支援室長）

V. データ（個別の回答票含む）の提供および、がん対策情報センター精度管理事業以外への二次利用

(1) データ（個別の回答票含む）の提供および、事業以外への二次利用は、以下のいずれかに該当する場合に限る。

- ① 厚生労働省の担当部署（委託事業を含む）からの依頼に基づく場合
- ② 国立がん研究センターがん対策情報センターの業務のために必要な場合

- ③ 国立がん研究センター社会と健康研究センターの業務のために必要な場合
- ④ がん検診の精度管理向上を目的とした研究で必要であると認められた場合*

※ 研究の妥当性に関しては、本調査内容を検討している厚生労働行政推進調査事業費補助金（がん対策推進総合研究事業）「検診効果の最大化に資する、職域を加えた新たながん検診精度管理手法に関する研究（研究代表者、斎藤博）」班において検討する。

- (2) データ（個別の回答票含む）の提供に際しては、必要に応じて自治体名（都道府県名、市区町村名）つきで提供する。